

牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価(案)の概要について

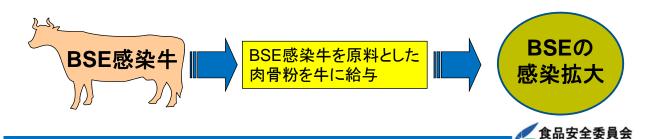
平成24年9月

1

BSEに関する基礎的事項

〇牛海綿状脳症(BSE)とは

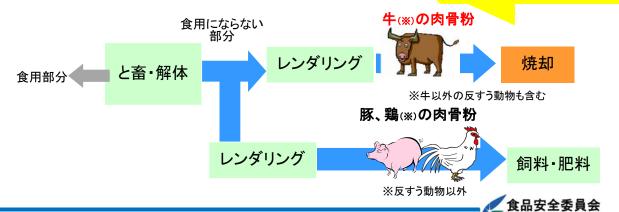
- OBSEは牛の病気の一つです。「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。
- ○この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料と して使ったことが原因と考えられています。
- ○また、1995年に、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が初めて確認されました。vCJDはBSEとの関連性が示唆されています。
- ○我が国では、これまでにvCJD患者が1人確認されていますが、英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられています。



肉骨粉(にくこっぷん)

MBM: Meat-and-Bone Meal

- <u>牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用にならない部分をレンダリング(化製</u> <u>処理)した後、乾燥して作った粉末状のもの</u>。
- 主に飼料や肥料として利用された。
- 現在、牛から牛に BSE がまん延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を使っていたことが原因と考えられていることから、<u>我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は牛以外の家畜なども含め飼料等への使用が禁止</u>されている。
- ・ ン。 ・ 又、我が国は、<u>すべての国からの肉骨粉の輸入を禁止</u>してい<mark>飼料等への使用を禁止</mark>



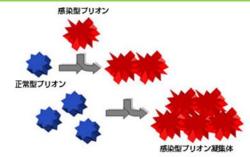
3

プリオン

Prion

- プリオンとは、感染性を有するたん白質様の病原体を意味する造語 (proteinaceous infectious particles)。
- 牛海綿状脳症 (BSE) やヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) の原因と考えられている「異常プリオンたん白質(PrPso)」とは別に、正常個体内にはもともと「正常型プリオンたん白質(PrPo)」が存在する。
- 両者のアミノ酸配列は同じであるが、唯一立体構造が相違していることが知られている。

正常プリオンたん白質から 異常プリオンたん白質への変化



(c)日本科学未来館(http://www.miraikan.jst.go.jp/sp/deep-science/topics/02/01.html)



5

〇牛海綿状脳症(BSE)について

1. 原因(病原体) 異常プリオンたん白質

(たん白質の一種)

2. 症状 長い潜伏期間の後、行動異常、運

<u>動失調などの神経症状</u>を呈し、<u>発</u>

病後2週間から6か月の経過で死

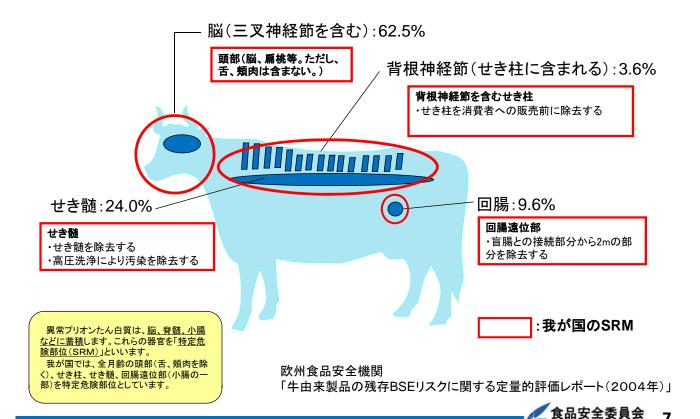
亡。

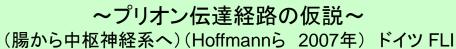
3. 診断法 脳から異常プリオンたん白質を検

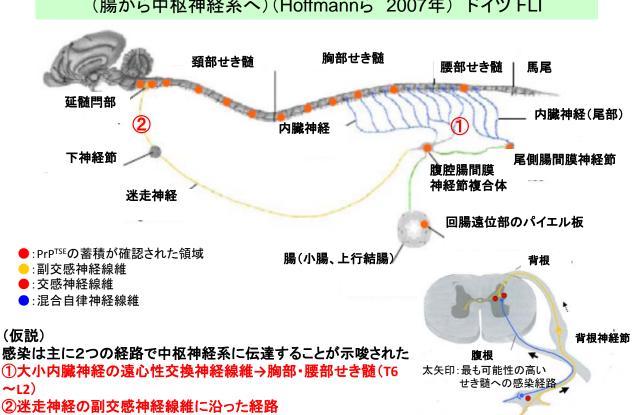
出することにより診断。現在のとこ

ろ、生前診断法はない。

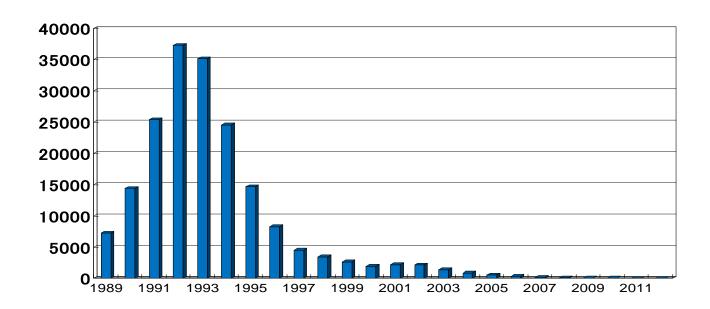
<BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM>







世界におけるBSE発生頭数の推移(1)



資料は、2012年9月3日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。

- ※3:2012年7月36日36120012年7月6日現在)、アメリカ(2012年4月26日現在)、他4か国について報告されている。 ※1:2012年7月6日現在)、アメリカ(2012年4月26日現在)、他4か国について報告されている。 ※2:うち1頭はアメリカで確認されたもの。 ※3:カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

- ※4:日本については、2012年9月3日現在。



9

世界におけるBSE発生頭数の推移(2)

| | 1992 | | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012(※1) | 累計 |
|--------------|---------|---|--------|--------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|----------|
| 全体 | 37, 316 | : | 2, 215 | 2, 179 | 1, 389 | 878 | 561 | 329 | 179 | 125 | 70 | 45 | 29 | 7 | 190, 629 |
| 欧州 (英国除く) | 36 | : | 1, 010 | 1, 032 | 772 | 529 | 327 | 199 | 106 | 83 | 56 | 33 | 21 | 5 | 5, 950 |
| 英国 | 37, 280 | | 1, 202 | 1, 144 | 611 | 343 | 225 | 114 | 67 | 37 | 12 | 11 | 7 | 1 | 184, 619 |
| アメリカ | 0 | : | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| カナダ | 0 | | 0 | 0 | 2 (※2) | 1 | 1 | 5 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | _ | 20(**3) |
| 日本 | 0 | | 3 | 2 | 4 | 5 | 7 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0(**4) | 36 (※4) |
| イスラエル | 0 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | _ | 1 |

- 資料は、2012年9月3日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。 ※1:2012年については、英国(2012年7月6日現在)、アメリカ(2012年4月26日現在)、他4か国について報告されている。 ※2:うち1頭はアメリカで確認されたもの。
- ※3:カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。
- ※4:日本については、2012年9月3日現在。

専門調査会における検討結果について



評価に当たって整理すべき事項の概略(イメージ) 生 体 牛 食肉等 諮問内容 感染 実験データ **SRM** •分 布 中枢神経(範囲) •PrP^{※1}の検出可能時期 vCJD^{**2} 月齡 牛群の感染状況 •検査対象 •国境措置

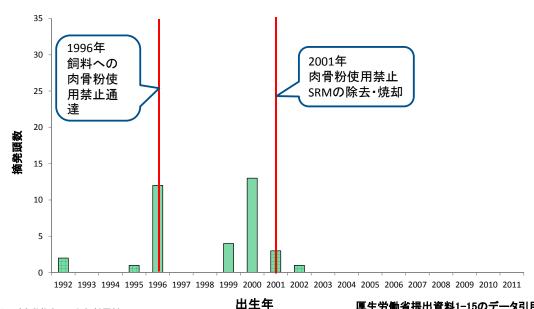
※1 PrPsc: 異常プリオンたん白質

※2 vCJD:変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

食品安全委員会 13

出生年別BSE摘発状況(日本)

BSE発生状況



(注1)反すう動物を用いた飼料原料

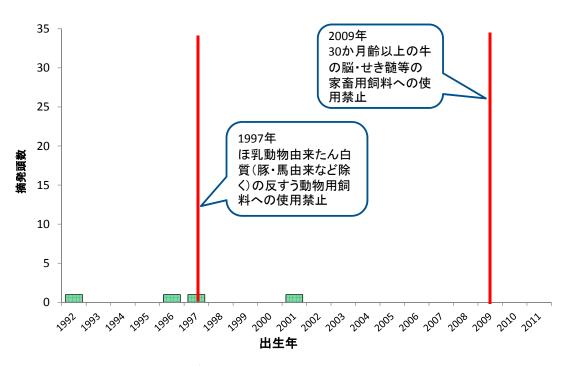
厚生労働省提出資料1-15のデータ引用

(注2)その後、鶏及び豚由来たん白質の豚及び鶏用飼料への利用を再開し、現在は、すべてのほ乳類動物由来たん白質の反すう動物飼料への使用、 及び反すう動物由来たん白のほ乳動物飼料への使用が禁止されている

ョ飼料規制強化後に生まれたBSE検査陽性牛

| 誕生年月 | 確認年 | 月齢 | 区分 | |
|---------|-------|--------|-------|--|
| 2002年1月 | 2003年 | 21 か月齢 | 健康と畜牛 | |

出生年別BSE摘発状況(米国)

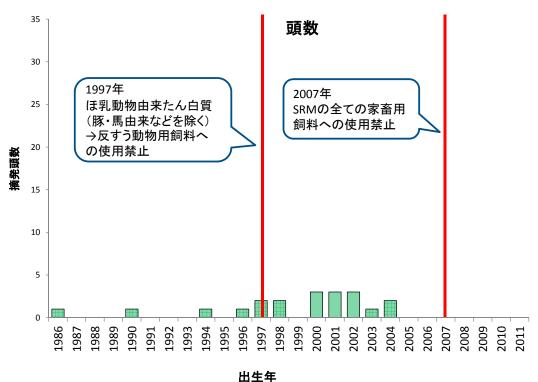


(注1)米国の1例目~3例目について、厳密な出生年は公表されていない。(確認時のおおよその月齢から、再若齢だった場合を推測した年)

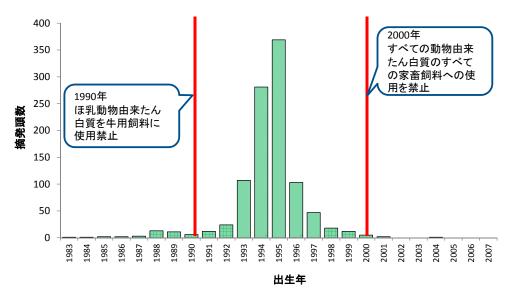
(注2)米国で確認されたカナダからの輸入牛1頭(1997年生)を含む



出生年別BSE摘発状況(カナダ)



出生年別BSE摘発状況(フランス)



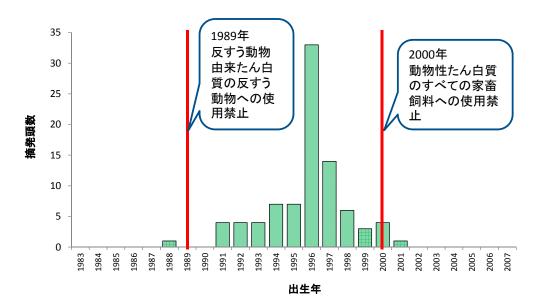
飼料規制後に生まれたBSE検査陽性牛

| 誕生年月 | 確認年 | 月齢 | 区分 |
|--------------|-------|--------|-------|
| WC = 1 / / 4 | | | >- |
| 2001年1月 | 2006年 | 60か月齢 | 健康と畜牛 |
| 2001年12月 | 2010年 | 105か月齢 | 死亡牛 |
| 2004年4月 | 2010年 | 69か月齢 | 死亡牛 |



17

出生年別BSE摘発状況(オランダ)



飼料規制後に生まれたBSE検査陽性牛

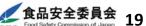
| 誕生年月 | 確認年 | 月齢 | 区分 |
|---------|-------|-------|---------|
| 2001年2月 | 2005年 | 58か月齢 | と畜検査異常牛 |

【BSE発生状況】

評価対象の5か国では、2004年9月以降こ れまでの8年間に生まれた牛にBSE感染牛 は確認されていない。

【飼料規制とその効果】

評価対象の5か国では、飼料規制の強化後 に生まれたBSE感染牛は、日本の1頭、フラ ンスの3頭、オランダの1頭以外に確認され ておらず、飼料規制はBSE発生抑制に大き な効果。



SRMと食肉処理

■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

| 国 | SRM |
|----------------------|---|
| 日本 | ・全月齢の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)、せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。) ・全月齢のせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。) |
| 米国 | ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱(尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。)及び背根神経節・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 |
| カナダ | -30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、せき髄及び背根神経節 ・全月齢の回腸遠位部 |
| EU(フランス、オラン ダ) | ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及びせき髄・30か月齢超のせき柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 |
| OIE (管理されたリスク の国) | ・30か月齢超の脳、眼、せき髄、頭蓋骨及びせき柱・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 |



■ 各国のサーベイランスの状況

| | 日本 | 米 国 | カナダ | フランス | オランダ |
|---------|----------------------------|---|--|--|---|
| サーベイランス | と畜場でと畜解体される全ての牛(21か月齢未満の牛は | BSE臨床症状牛等 に加え、30か月齢 以上の歩行困難等 の高リスク牛を対象 に、年間4万頭程度 検査。 100万頭に1頭未満 の有病率の変化を | 臨床症状牛、死亡 牛、緊急と畜牛等 の高リスク牛を対象 に年間3万頭以上 検査。 100万頭当たり2頭 の有病率がある場 | 2011年7月、健康と 畜牛の検査対象月 齢を48か月齢超に引 ら72か月齢超に引 き上げ。 24か月齢超の臨床 症状牛、死亡牛、緊 急と畜牛を検査。 | 2011年7月、健康と 畜牛の検査対象月 齢を48月齢超から 72か月齢超に引き 上げ。 48か月齢超(2008 |

注:本表5か国のサーベイランスについては、いずれもOIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が 検出可能なサーベイランスの水準を満たしている。

■ 各国の食肉処理の状況

タンニング及びピッシングは実施していない。

| | | 日本 | 米 国・カナダ | フランス | オランダ |
|-----------------------|------------------|--|---|--|-------------------|
| 瞬で | 体検 | 目視検査により、 BSEにり患してい る疑いがあると判 断した場合、と殺 解体禁止 | 目視検査により、 歩行困難等、中枢 神経症状を呈する ものは、食用とし て、と畜することを 禁止 | 目視検査により、B 呈したものは、と殺 | SE様の臨床症状を 解体禁止 |
| 苗場での検査 | B S E 検 | ・全月齢の健康と 畜牛を対象にスク リーニング検査を 実施(20か月齢 以下は自主検査) ・歩行困難牛等は と殺解体禁止とな るが、検査は実施 | 歩行困難牛等を 対象にサーベイラ ンスとして検査を 実施(スクリーニン グ検査は未実施) | ・72か月齢超の健実施・と殺解体禁止とな死後、サンプルを摂 | ったものは、安楽 |
| SRM 除去 の実 施実 | | 解体時に除去され、と畜検査員 (獣医師)が確認 | 解体時に除去され、食肉検査官 (獣医師を含む) が除去を確認 | と畜場における牛 の危険部位管理 指針に基づき除去 され、検査官が確 認 | 解体時に除去され、検査官が確認 |
| 注:2 | 本表 | 5か国いずれにおいて | も、と畜処理プロセスで | 王縮空気等気体を頭蓋 | 内注入する方法による |

食品安全委員会 内關府 Food Safety Commission of Japan

【SRMと食肉処理について】

- 特定危険部位(SRM)の定義は、国際基準のSRMの範囲と同じか、より広い範囲(カナダの扁桃を除く)。
- 5か国とも、SRM除去及びピッシング 禁止等のリスク低減措置を実施。

牛の感染実験



BSEプリオン感染実験 (Arnoldら 2007年)英国 VLA

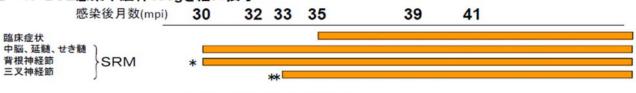
~BSE実験感染牛におけるPrPSc検出及び潜伏期間の経時的関係~

BSE感染牛脳幹100gまたは1gを牛に経口投与し、BSEを発症した潜伏期間(月)及び各組織でのBSEプリオ ンの検出時期を求めた。

1. BSE感染牛脳幹100gを経口投与



2-1. BSE感染牛脳幹100gを経口投与



*30~32 mpi ** 33~35 mpi

2-2. BSE感染牛脳幹1gを経口投与

| 感染後月数(mpi) | 30 | 44 51 |
|-------------------------------------|----|-------|
| 臨床症状 中脳、延髄、せき髄 背根神経節 三叉神経節 | | |

出典: M. E. Arnold et al. 2007. Journal of General Virology (88) 3198-3208.

Estimating the temporal relationship between PrPsc detection and incubation period in experimental bovine spongiform encephalopathy of cattle

注1:本実験は4~6か月齢の子牛を対象としため、ウシの月齢としては感染後月数にこれが加算される。 注2:1g投与群において、脳に異常プリオンたん白質は42か月目(46か月齢相当以上)までは不検出。

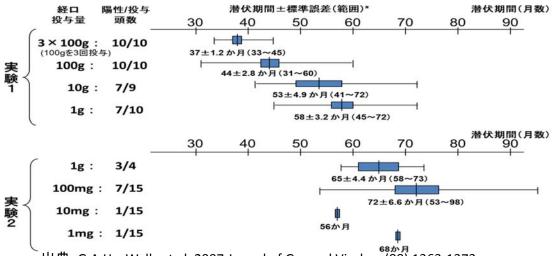
食品安全委員会 26

2

ウシへのBSEプリオン投与量と潜伏期間

BSEプリオン感染実験(Wellsら 2007年)英国VLA ~ 曝露量とウシの平均潜伏期間に関する知見~

1mg~100gのBSE感染牛の脳幹を牛(4-6か月齢)に経口投与し、発症・安楽死までの潜伏期間(月)から、各投与量ごとの平均発症期間を算出した。(実験1と2は同一投与方法で投与量を変更している。)



出典:G.A.H. Wells et al. 2007.Jounal of General Virology(88) 1363-1373

〇飼料がBSEプリオンに最も高濃度・高頻度に汚染されていたと考えられる時期の英国(野外の発生 状況等から発症までの期間は平均5~5.5年と推定。)においても、野外でBSE感染牛が摂取したで あろうBSE プリオン量は、感染実験におけるBSE 感染牛の脳幹100 mg~1 gの場合のBSEプリオン量 に相当すると推察 **食品安全委員会** 27

【牛の感染実験】

(曝露量と潜伏・検出期間について)

- BSE感染牛の脳幹1gを経口投与された牛の 脳に異常プリオンたん白質は42か月目(46か 月齢相当以上)までは不検出。
- 野外でのBSE感染牛が平均的に摂取したであろうBSEプリオンの量は英国のBSE 感染牛の脳幹100mg~1g相当と推察。

日本の21か月齢のBSE陽性牛について

- 〇日本で確認された21 か月齢のBSE 陽性牛は、閂部 におけるBSEプリオンの蓄積が定型BSE 感染牛と比 較して1/1,000 程度。
- OBSEプリオンへの感受性の高いウシ型プリオン遺伝子組換えマウスを用いた脳内接種による感染実験でも感染性は認められなかった。



日本の21か月齢のBSE陽性牛の感染性は認められず、人への感染性は無視できると判断

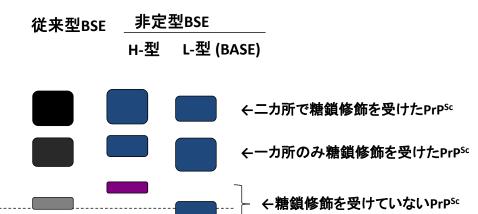


20

非定型BSE

近年、従来のBSEとは異なる異常プリオンたん白質(PrPSc)のバンドパターンを 示すBSE(非定型BSE)が欧州、日本、米国等で少数例報告されている。この非定 型BSEは無糖鎖PrPscの分子量)に基づいて、H型(H-BSE)及びL型(L-BSEもしくは BASE)の2種類に大別される。

ウエスタンブロットのパターンによる非定型BSEの分類





世界の非定型BSEの発生頭数(2010年12月現在)

| 玉 | H-BSE | L-BSE | 合計 |
|--------|-------|-------|----|
| オーストリア | 0 | 2 | 2 |
| カナダ | 1 | 1 | 2 |
| デンマーク | 0 | 1 | 1 |
| フランス | 14 | 13 | 27 |
| ドイツ | 1 | 1 | 2 |
| アイルランド | 1 | 0 | 1 |
| イタリア | 0 | 4 | 4 |
| 日本 | 0 | 2 | 2 |
| ポーランド | 2 | 8 | 10 |
| スウェーデン | 1 | 0 | 1 |
| スイス | 1 | 0 | 1 |
| オランダ | 1 | 2 | 3 |
| 英国 | 3 | 0 | 3 |
| 米国 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | 27 | 34 | 61 |

非定型BSEの感染検出年齢

非定型BSEはほとんど8歳超の高齢牛であり、日本の23か月齢の非 定型BSE検査陽性の事例を除けば、6.3歳~18歳で確認

〇フランスで確認された非定型BSE感染牛についての解析 (2001年1月~2009年後期)

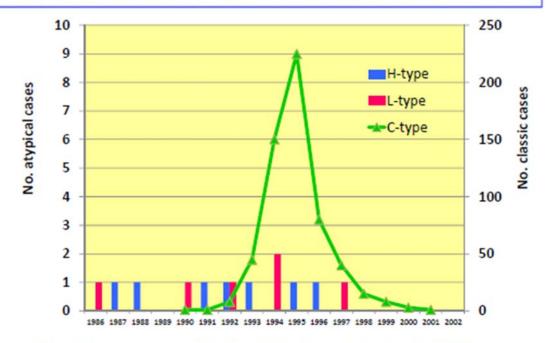
| L-BSE感染牛 | 8.4 ~ 18.7 歳 |
|----------|--------------------------|
| (12頭) | (平均12.4歳) |
| H-BSE感染牛 | 8.3 ~ 18.2 歳 |
| (11頭) | (平均12.5歳) |
| 定型BSE感染牛 | 3.5 ~ 15.4 歳 (平均7.0歳) |

〇日本の23か月齢の非定型BSE陽性牛の事例について

- 症状は認められず、と畜場のBSE迅速診断検査で疑陽性
- ・濃縮したWB解析で非定型と確定
- ・閂部におけるBSEプリオンの蓄積量は非常に少なく、他の例の1/1000程度と推計
- ・ウシ型遺伝子組換マウスを用いた感染実験の結果、感染性は認められなかった



牛海綿状脳症(BSE)発生牛の誕生年(フランス2001年7月~2007年6月)



H-type, higher molecular masses of unglycosylated proteaseresistant prion protein (PrPres); L-type, lower molecular masses of unglycosylated PrPres; C-type, classic BSE

Anne-Gaëlle Biacabe, Emerging Infectious Disease

· www.cdc.gov/eid · Vol.14, No.2, February

【非定型BSE】

- 動物への感染実験によれば、人への感染の 可能性は否定できず。
- ほとんどの非定型BSEは8歳を超える牛で確 認。
- 日本の23か月齢の非定型BSEの感染性は認 められず、人への感染性は無視できると判 断。



変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

ヒトのプリオン病(プリオンたん白等の異常により発症)

孤発性CJD(クロイツフェルト・ヤコブ病、自然発症型CJD)

・日本でも年間約100万人に1人の割合で発症。

発症年齢は平均68歳。発症から死亡までの期間は約1年以内。

遺伝性のプリオン病

・家族性CJD、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー症候群(GSS)、 致死性家族性不眠症

変異型CJD (vCJD)

- ・牛海綿状脳症(BSE)に罹患した牛の脳などの特定危険部位を食べる ことにより感染。
- ・全世界でこれまでに227名の人が発症。このうち176名が英国人。

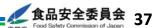
- ・若年で発症、死亡までの期間は平均1年強。
- ・英国における中央値の発症年齢は26歳、死亡年齢は28歳。(1995~2009年)

硬膜移植後CJD

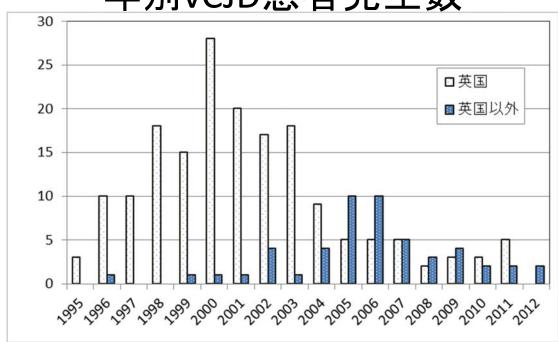
脳外科手術に用いられた乾燥硬膜に、適切に処理されていない 孤発性CJD由来の硬膜が混入し、手術を受けた患者に伝播した。

クール-

- 過去にパプアニューギニアにあった病気。
- ・病死した人の脳を食べることによって伝播。



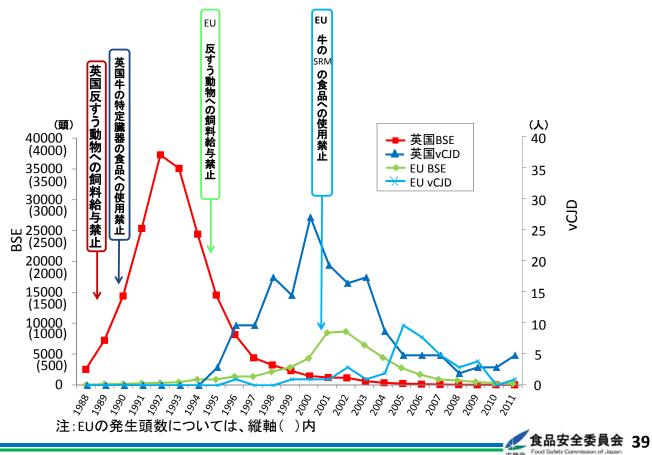
年別vCJD患者発生数



〇患者発生数 全世界 227人(2012年7月現在)

なお、英国の患者数の推計総数はワーストケースで5,000人と予測*されていた が、2012年7月現在までの患者数は176人(予測の3.5%)

*:食品安全委員会「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について中間とりまとめ」(2004年)



【人のvCJD発生リスク】

- 世界中でのこれまでの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生は227例。英国で、1989年に脳、せき髄等の食品への使用を禁止した後、1990年以降の出生者にvCJD患者は確認されていない。
- 英国でのvCJDの発生は、過去のワースト ケースの予測の3.5%の水準
- BSEプリオンへの<u>人の感受性は、「種間バリ</u>ア」(種の壁)により、牛より低いと判断。

評価結果(案)



評価結果案(抄)

〇現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況、感染リスク及びBSE感染における牛と人の種の壁の存在を踏まえると、5か国に関しては、30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

これらの知見を総合的に考慮すると、

【国内措置】 (日本)

- ・検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の 場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、 あったとしても非常に小さく、人への健康影 響は無視できる。
- SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢 超」の場合のリスクの差は、あったとしても 非常に小さく、人への健康影響は無視でき る。



【国境措置】

(米国、カナダ、フランス、オランダ)

- 月 輪制限:規制閾値が「20か月 輪」(フランス・ オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」 の場合のリスクの差は、あったとしても非常 に小さく、人への健康影響は無視できる。
- SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸 入禁止」の場合と「30か月齢超」の場合の リスクの差は、あったとしても非常に小さく、 人への健康影響は無視できる。

- 1 国内措置
- (1)検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合の リスクを比較。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から 「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

- 2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)
- (1)月齡制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合の リスクを比較。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から 「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

- ※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」 とした場合のリスクを比較。
- 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値 (上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。

